

港湾審議会第 157 回計画部会資料

留 萌 港 港 湾 計 画 書

—— 改 訂 ——

平 成 8 年 3 月

留 萌 港 港 湾 管 理 者

本計画書は、昭和61年3月港湾審議会第113回計画部会の議を経た留
萌港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

I	港湾計画の方針	1
II	港湾の能力	4
III	港湾施設の規模及び配置	5
1	公共ふ頭計画	5
2	フェリーふ頭計画	6
3	危険物取扱施設計画	7
4	水域施設計画	7
5	外郭施設計画	8
6	小型船だまり計画	9
7	臨港交通施設計画	10
IV	港湾の環境の整備及び保全	12
1	港湾環境整備施設計画	12
V	土地造成及び土地利用計画	13
VI	その他	15
1	大規模地震対策施設計画	15

I 港湾計画の方針

留萌港は北海道北西部の日本海側に位置しており、昭和11年に近代港湾として開港し、昭和27年に重要港湾に指定された。

本港は、古くから内陸で生産された石炭、木材の積出港として発展してきたが、現在では北海道第2の都市である旭川市を中心とする上川、空知^{かみかわ そらち}地方の産業、生活に係わる流通拠点港湾として、また、沖合、沿岸漁業の基地として重要な役割を果たしている。

近年は林産品や水産品を中心とした対岸貿易が着実に進展しており、平成6年の港湾取扱貨物量は外貿38万トン、内貿155万トン、合計193万トンに達している。

本港の背後圏である上川、空知^{かみかわ そらち}地方を中心とした道北、道央地域は、産業が集積するとともに、また北海道を代表する穀倉地帯となっており、今後ますます発展することが期待されている。さらに、留萌、深川^{ふかがわ}間の高規格幹線自動車道等、背後圏における広域交通体系の整備が進展しており、背後圏の発展を支える流通拠点港湾として、本港の役割が一層高まってきている。

このため本港においては、エネルギー資源等の海外依存の増大などに対応し、背後地域の産業を支援する、大型船舶による大量低コスト輸送のための施設整備や、背後圏の複合一貫輸送需要の増大に対応した施設整備等、効率的な物流体系の形成に資する流通拠点港湾として、機能のより一層の充実が要請されている。

また、市民が港や海に親しむための賑わいと潤いのある空間の形成や、安全かつ健全な海洋性レクリエーション活動の場の確保等、多様な要請が寄せられている。

このような情勢に対処するために、以下の方針のもとに、おおむね平成17年を目標年次として港湾計画を改訂するものである。

- 1) 道北、道央地域を背後圏とした流通拠点として、外貿物流需要や船舶の大型化等に対応するため、三泊地区^{さんどまり}において外貿物流機能の強化・拡充を図る。
- 2) 背後圏地域の発展やモーダルシフトの進展に資するため、古丹浜地区^{こたんはま}においてフェリー輸送需要に対応したフェリーふ頭機能の整備を図る。
- 3) 大規模地震災害に対処するため、道北・道央地域において必要な物流機能を確保するための、耐震性の高い港湾施設を整備する。
- 4) 海洋性レクリエーション需要の増大に対応するとともに、港湾における快適な環境創造を図るために、港の持つ魅力や親水性に配慮した緑地を整備する。
- 5) 地域環境の改善を図り、危険物取扱需要の増加に対応するため、塩見地区^{しおみ}に危険物取扱施設用地を確保する。
- 6) 円滑な交通を確保するための臨港交通体系の充実、小型船舶の集約を図るための小型船だまりの整備、及び港湾における諸

活動の安全性を確保するための所要の外郭施設の整備を図る。

7) 効率性、安全性、快適性の高い空間を形成するため、陸域100haと水域300haからなる港湾空間を以下のように利用する。

- ① ^{さんどまり}三泊地区南側、^{しおみ}塩見地区、^{こたんはま}古丹浜地区、^{ほくがん}北岸地区、^{なんがん}南岸地区中央部は、物流関連ゾーンとする。
- ② ^{さんどまり}三泊地区南側基部、^{おおまち}大町地区東側、^{ほくがん}北岸地区西側は、船だまり関連ゾーンとする。
- ③ ^{さんどまり}三泊地区北側、^{ふっこう}副港地区西側、^{おおまち}大町地区西側は、緑地・レクリエーションゾーンとする。
- ④ ^{ほくがん}北岸地区東側、^{とうがん}東岸地区、^{ふっこう}副港地区北側、^{なんがん}南岸地区東側及び西側は、水産関連ゾーンとする。
- ⑤ ^{ふっこう}副港地区東側の市街地と接する部分は、都市機能ゾーンとする。

Ⅱ 港湾の能力

目標年次における取扱貨物量、入港最大標準船型、港湾利用者数を次のように定める。

取 扱 貨 物 量	外 貿	170万トン
	内 貿 (うちフェリー)	540万トン (うち280万トン)
	合 計	710万トン
入 港 最 大 標 準 船 型		5万D/W級
港 湾 利 用 者 数	旅 客 施 設 利 用 者	10万人
	緑 地 利 用 者	40万人

Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

港湾の能力に適切に応ずるとともに、効率性、安全性、快適性の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図るとともに、新たに港湾施設の規模及び配置を以下のとおり計画する。

1 公共ふ頭計画

1-1 ^{さんどまり}三泊地区

石炭、林産品等の外貿貨物を取り扱うため、公共ふ頭を次のとおり計画する。

50,000D/W級 水深 14m 岸壁 1 バース 延長 280m
30,000D/W級 水深 12m 岸壁 1 バース 延長 240m
ふ頭用地 15ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

既定計画

30,000D/W級 水深 12m 岸壁 1 バース 延長 240m
15,000D/W級 水深 10m 岸壁 1 バース 延長 185m
5,000D/W級 水深 7.5m 岸壁 2 バース 延長 260m
ふ頭用地 13ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

1 - 2 ^{ほくがん}北岸地区

既定計画を削除する。

〔既定計画
15,000D/W級 水深 10m 岸壁 1 バース 延長 185m
ふ頭用地 5ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)〕

2 フェリーふ頭計画

^{こたんはま}古丹浜地区

長距離フェリー輸送の需要に対処し、あわせて原木、セメント等の外内貿貨物を取り扱うため、フェリーふ頭を計画する。

13,000G/T級 水深 10m 岸壁 1 バース 延長 240m (公共)

〔既設
15,000D/W級 水深 10m 岸壁 1 バース 延長 185m〕

3 危険物取扱施設計画

^{しお み} 塩見地区

石油類を一般貨物と分離して取り扱うため、危険物取扱施設を次のとおり計画する。

5,000D/W級 水深 7.5m ドルフィン 1 バース (専用)

危険物取扱施設用地 7ha

なお、これに伴い^{おおまち}大町地区ドルフィン 1 バースを撤去する。

4 水域施設計画

けい留施設の計画に対応して、航路及び泊地を次のとおり計画する。

4 - 1 航路

^{さん} 三	^{どまり} 泊 地 区	西航路	50,000D/W級		
		水深	14m	幅員	220m

4 - 2 泊地

^{さん} 三	^{どまり} 泊 地 区	水深	14m	面積	46ha
		水深	12m	面積	6ha
^{しお} 塩	^み 見 地 区	水深	7.5m	面積	2ha
^こ 古	^{たん} 丹 浜 地 区	水深	10m	面積	1ha
^{ほく} 北	^{がん} 岸 地 区	水深	8m	面積	2ha

既定計画

さんどまり 三泊地区	水深	12m	面積 33ha
	水深	10m	面積 5ha
	水深	7.5m	面積 8ha
こたんはま 古丹浜地区	水深	10m	面積 36ha

なお、これに伴い、東突堤182mを撤去する。

ほくがん 北岸地区	水深	10m	面積 14ha
-----------------------------	----	-----	---------

5 外郭施設計画

港内の静穏及び船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

防波堤

さんどまり 三泊地区	西防波堤	延長 1,950m (うち1,750m完了)
	波除堤	延長 50m

既定計画

さんどまり 三泊地区	西防波堤	延長 2,050m (うち1,750m完了)
	外北防波堤	延長 640m

6 小型船だまり計画

漁船、作業船等のための小型船だまりを次のとおり計画する。

6-1 ^{さんどまり}三泊地区

泊	地	水深	3m	面積	2ha	
防	波	堤		延長	210m	
物	揚	場	水深	3m	延長	640m
ふ	頭	用	地	4ha		

既定計画						
防	波	堤		延長	190m	
物	揚	場	水深	4m	延長	345m
ふ	頭	用	地	3ha		

6-2 ^{こたんはま}古丹浜地区

既定計画を削除する。

既定計画					
防	波	堤		延長	140m
船	揚	場		延長	140m
ふ	頭	用	地	1ha	
なお、これに伴い ^{こたんはま} 古丹浜防波堤35mを撤去する。					

6-3 ^{ほくがん}北岸地区

物 揚 場	水深	3m	延長	115m
ふ 頭 用 地		1ha		

6-4 ^{なんがん}南岸地区

船 揚 場	延長	50m
-------	----	-----

7 臨港交通施設計画

ふ頭用地及び港湾関連用地における交通の円滑化を図るとともに、
港湾と背後地域を結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

道路

^{さんどまり}臨港道路三泊ふ頭線

起 点	三泊ふ頭	
終 点	国道232号	2車線

^{さんどまり}臨港道路三泊船だまり線

起 点	三泊小型船だまり	
終 点	臨港道路三泊ふ頭線	2車線

^{ほくがん}臨港道路北岸ふ頭線

起 点	北岸ふ頭	
終 点	市道東岸通り線	2車線

^{とうがん}臨港道路東岸通り線

起 点	東岸小型船だまり	
終 点	臨港道路東岸通り線	2車線

臨港道路^{なんがん}南岸ふ頭線

起 点 南岸ふ頭
終 点 国道231号 2車線

臨港道路^{おおまちなんがん}大町南岸連絡線

起 点 大町小型船だまり
終 点 臨港道路南岸ふ頭線 2車線

臨港道路^{おおまち}大町ふ頭線

起 点 大町小型船だまり
終 点 道道留萌港線 2車線

既定計画

臨港道路^{さんどまり}三泊ふ頭線

起 点 三泊ふ頭
終 点 国道232号 2車線

臨港道路^{こたんはましおみ}古丹浜塩見線

起 点 古丹浜ふ頭
終 点 国道232号 2車線

なお、これに伴い、留萌川導流堤を撤去する。

IV 港湾の環境の整備及び保全

港湾の環境の維持及び改善を図るとともに、快適性、安全性の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図るとともに、新たに港湾の環境の整備及び保全を以下のとおり計画する。

1 港湾環境整備施設計画

港湾の環境整備を図るため、緑地を次のとおり計画する。

さん 三	どまり 泊	地 区	緑地	16ha
しお 塩	み 見	地 区	緑地	3 ha
こ 古	たん はま 丹 浜	地 区	緑地	1 ha
とう 東	がん 岸	地 区	緑地	1 ha
ふっ 副	こう 港	地 区	緑地	2 ha
おお 大	まち 町	地 区	緑地	4 ha

既定計画

さん 三	どまり 泊	地区	緑地	17ha
しお 塩	み 見	地区	緑地	4 ha (うち 2 ha 完了)
なん 南	がん 岸	地区	緑地	1 ha

V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応し、あわせて効率性、安全性、快適性の高い港湾空間の形成のため、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

(単位：ha)

地区名 \ 用途	ふ頭用地	港湾関連用地	都市再開発用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	合計
三 泊 地 区	(19) 19	(15) 15	(3) 7		(1) 2		(4) 16	(42) 59
塩 見 地 区					1	(7) 12	(2) 5	(9) 16
古 丹 浜 地 区	9	4			1		1	15
北 岸 地 区	(1) 5	(3) 10			2			(3) 17
東 岸 地 区	1						1	2
副 港 地 区		2		4	1		2	8
南 岸 地 区	5	7			4			16
大 町 地 区	3	1			1		4	8
合 計	(19) 42	(18) 38	(3) 7	4	(1) 10	(7) 12	(6) 28	(54) 140

注1：（ ）は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

注2：端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

既定計画

(単位 : ha)

用途 地区名	ふ頭用地	港湾関連用地	工業用地	都市再開発用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	合計
三泊地区	(16) 16	(3) 3	(5) 5	(3) 3	(1) 1		(17) 17	(46) 46
塩見地区				(10) 10		4	(4) 4	(14) 18
古丹浜地区	(1) 12	3			(1) 1			(2) 16
北岸地区	(3) 8	6			1			(3) 15
東岸地区	1				1			2
副港地区		(1) 6						(1) 6
南岸地区	(1) 5	7			3		1	(1) 15
大町地区		4			1	3		7
合計	(21) 42	(4) 30	(5) 5	(13) 13	(2) 8	7	(21) 21	(65) 126

注1 : () は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

注2 : 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3 : 本表は現在の土地利用計画の表記方法に沿って作成したものである。

VI その他

1 大規模地震対策施設計画

大規模地震が発生した場合において、道北・道央地域における必要な港湾物流機能を確保するため、今回計画している公共ふ頭のうち、以下の岸壁の耐震性を強化する。

さん どもり
三 泊 地 区

水深12m 岸壁 1 バース 延長 240m